

特定非営利活動法人フォーザスポーツクラブ定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この法人は、特定非営利活動法人フォーザスポーツクラブと称する。

第 2 条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 (目 的)

この法人は、子供から大人まですべての人に対して、サッカーを中心に個人の能力に合わせたスポーツ教室、スポーツクラブの運営ならび指導者の育成に関する事業を行い、青少年たちの健全な育成に寄与すること、及びこのクラブの活動に多くの地域住民が関わることにより、地域住民がコミュニケーションを図ることによって、地域の活性化に寄与することを目的とする。

第 4 条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第 5 条 (事 業)

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 専門指導者による三歳児から中学生を対象としたサッカーの一貫指導に関する事業。
- (2) サッカー指導者の育成に関する事業。
- (3) 多種目・多世代に対するスポーツ教室事業及びスポーツ指導者の育成に関する事業
- (4) 地域社会、行政に対して、スポーツ政策の提言をするなど、地域のスポーツ環境の改善に関する事業。
- (5) スポーツ施設の運営管理に関する事業。
- (6) 地域活性化の為にスポーツイベントの企画、運営事業。

第3章 会 員

第6条（種 別）

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- （2）一般会員 この法人が運営するスポーツクラブに入会した個人又は保護者
- （3）賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体
- （4）特別会員 この法人の運営に関する専門知識を有する個人及び団体で、理事会の推薦により総会で決定した者

第7条（入 会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって 本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び年会費）

賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届を提出したとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して1年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

第10条（退 会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除 名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この定款等に違反したとき
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

（1）理事 3名以上

（2）監事 1名以上

2 理事のうち、理事長を1名、副理事長を1名以上置く。

第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第15条（職務）

理事長は、業務を統轄し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の

任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（職員）

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第21条（顧問・相談役）

この法人に、顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は理事会に諮り、理事長が委嘱する。

第5章 総 会

第22条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第23条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第24条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更
- （2）解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第25条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第26条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第27条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第28条（定足数）

総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第29条（議決）

総会における議決事項は、第26条第3項によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第30条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができ

る。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第31条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第32条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し、必要なときは意見を述べることができる。

第33条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第34条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第35条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

第36条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第37条（議決）

理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会においては、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第38条（表決権等）

各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第3項並びに次条第1項第2号の適用については、理事会に出席した者とみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

第39条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第40条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

第44条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第45条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第46条（予算の追加及び更正）

予算議決後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第47条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第49条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は

権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散、合併

第 5 0 条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 2 5 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

第 5 1 条 (解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合 併
 - (5) 破 産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 5 2 条 (残余財産の帰属)

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 1 1 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決されたものに譲渡するものとする。

第 5 3 条 (合 併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

第 5 4 条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してする。

第 10 章 雑 則

第 55 条 (細 則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	中 村	英 幸
副理事長	小 杉	宣 夫
理 事	小 西	淳 一
理 事	奥 村	晃 紀
理 事	我孫子	周
理 事	大 澤	寛 晃
監 事	樋 爪	昌 之
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の正会員、一般会員、賛助会員、特別会員の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 1. 正 会 員 入会金 0 円、年会費 0 円
 2. 一般会員 入会金 0 円 年会費 0 円
 3. 賛助会員 入会金 0 円
年会費 一口 (個人) 3, 000 円 (団体) 10, 000 円
 4. 特別会員 入会金 0 円、年会費 0 円